

特殊法人等改革推進本部参与各位

平成 17 年 10 月 31 日
全国公営競馬主催者協議会

地方競馬全国協会の改革に関する地方競馬主催者の意見

地方競馬全国協会（以下、「地全協」という。）は現行競馬法施行後 14 年を経た昭和 37 年に、各都道府県が行っていた免許、登録等の事務を全国一元的に行うとともに、地方競馬による収益を畜産振興に配分することを目的に設立された。以来 40 年余りに亘って、地方競馬の公正確保を中心として売上向上対策にも一定の役割を果たしてきたが、その間 2 度の法改正においても抜本的な見直しはされないまま現在に至っている。

近年の地方競馬の開催成績は平成 3 年をピークに売得金の減少が続き、地方競馬主催者の経営は悪化している。このため、平成 13 年度以降、8 団体が事業を廃止し、また、平成 16 年度決算では全ての主催者が単年度収支で赤字となるなど極めて厳しい状況にある。

地全協の改革に当たっては、このような地方競馬の状況を踏まえ、地全協が主催者と一体となって地方競馬の復興に取り組める組織とするとともに、各主催者の経営改善に資する方向で、そのあり方が検討される必要がある。

1. 地方競馬全国協会の組織形態について

全国的な視点に立ち、主催者と一体となって地方競馬の振興策等を企画・推進するため、地方競馬主催者の意見をより一層反映できる組織形態とする必要がある。

2. 地方競馬全国協会の業務について

(1) 現行の業務

- ① 馬及び馬主の登録、調教師及び騎手の免許事務等公正確保に関する業務
一層効率的な事務の執行に努められたい。
- ② 畜産振興補助事業

全ての地方競馬主催者が単年度収支赤字となり、大多数が一般会計又は銀行からの借入れによって存続している状況の中で、収益の配分を前提とした畜産振興補助事業は、廃止若しくは休止又は最小限度に縮小すべきである。

なお、昭和 23 年の立法時から昭和 37 年の地全協設立までの 14 年間に亘り、当該事務の原資である 1 号交付金制度が存在しなかった事実から、刑法の違法性阻却の存在事由は根拠がないものとする。

③ 競馬連携補助事業

平成 17 年 1 月施行の改正競馬法により可能となった事業である。5 年間の財源措置が付されているが、地方競馬の課題である主催者間の連携協調を促進する重要施策であるので、財源措置を継続されたい。

(2) 新たな事務

① 競馬実施事務の受託

平成 17 年 1 月施行の改正競馬法により私人への委託が可能となったが、より安定的・効率的な競馬施行に資するため、地全協にも委託可能とされた。

② 企画・調整事務

全国的な視点に立って、地方競馬の振興策を企画・立案し、地方競馬主催者の意思のもとに調整を行なって推進する機能を地全協の新たな事務と位置づける必要がある。ただし主催者の事業経営の自主性を損なうような権限は持つべきではない。

3. 交付金について

地方競馬から多額の収益が得られることを前提として、昭和 37 年の地全協設立時に設けられた交付金制度は、その後 40 年余り抜本的な改正がなされておらず、全ての主催者が赤字経営にある現状においては、制度を根本から見直すべきである。

また、地全協の組織形態を主催者の意思と責任に基づく自主性の強い組織とするのであれば、地全協の運営に必要な経費も、法令による交付金ではなく主催者が自主的に負担する方式も検討されるべきである。

現行の 1 号、2 号交付金制度に関する地方競馬主催者の意見は次のとおりである。

(1) 1号交付金

○畜産振興補助事業ばかりでなく、主催者間の連携補助事業の原資となっている実態も踏まえ、畜産振興へ配分している部分を廃止又は縮小する必要がある。

○各地方競馬主催者の単年度収支が赤字の場合には、還付又は軽減する必要がある。

(2) 2号交付金

○競馬の施行に必要な公正確保等の事務の原資となっており、一層効率的な事務の執行を前提として維持する必要がある。

○地方競馬主催者の意思と責任に基づく負担金制度とすることも一方策である。